

入札説明書

公立学校施設整備費国庫負担事業白石町立白石中学校校舎増築工事に係る入札公告(以下「公告」という。)に基づく入札等については、関係法令及び白石町財務規則(平成17年規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和4年5月6日

2. 発注者 白石町

3. 担当部局 〒849-1192

佐賀県杵島郡白石町大字福田 1247 番地 1

白石町教育委員会学校教育課新しい学校づくり係

TEL 0952-84-7128(学校教育課直通)

FAX 0952-84-6611(代)

4. 工事の概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 工事名 | 公立学校施設整備費国庫負担事業
白石町立白石中学校校舎増築工事 |
| (2) 工事場所 | 佐賀県杵島郡白石町大字遠江地内 |
| (3) 工事内容 | 校舎増築(建築、電気設備、機械設備)
構造・階数 S造 地上2階建
延床面積 1,123.21 m ²
建築面積 641.34 m ² |
| (4) 予定工期 | 約9箇月「議決日(本契約)の翌日から令和5年3月下旬まで」 |
| (5) 予定価格 | 公表しない |

5. 入札参加資格

共同企業体の構成員全員について、不誠実な行為の有無及び経営状態等に関する審査を行い、適格な者を有資格共同企業体として認定し通知する。

よって、本工事の入札に参加できる者は、入札参加資格の確認通知を受けた者に限る。

6. 指名されなかった者に対する理由の説明

- (1) 指名されなかった者は、町長に対して指名されなかった理由について、次に従い、書面(任意様式)により説明を求めることができる。

ア 提出期限： 通知をした日から5日(ただし、休日を含まない。)以内とする。

イ 提出場所： 学校教育課新しい学校づくり係

ウ 提出方法： 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 町長は、説明を求められたときは、説明を求められた日から起算して5日（ただし、休日を含まない。）以内に書面により回答する。

7. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い書面(任意様式)により提出するものとする。

なお、入札参加資格確認通知の時に示す入札事項に関する質問については、別途「質問期間」を設ける。

ア 提出期間： 令和4年5月9日から令和4年5月27日まで
休日を除く午前9時から午後4時まで。

イ 提出場所： 学校教育課新しい学校づくり係

ウ 提出方法： 書面は電送又は郵送により提出するものとする。

(2) 上記の質問に対する回答書は、次のとおりとする。

ア 期 日： 令和4年6月3日 午後4時まで（随時）

イ 方 法： 電送による。

8. 設計図書等の閲覧

(1) 公告により公表する設計図については、次のとおり閲覧に供するものとする。

ア 閲覧期間： 令和4年5月9日から令和4年5月27日まで
休日を除く午前9時から午後4時まで。

イ 閲覧場所： 学校教育課新しい学校づくり係

(2) 閲覧に供することができない工事費積算に必要な金抜設計書等については、入札参加資格確認通知の時に送付する。

9. 入札手続等

(1) 入札方法については指定する日時に持参することとし、郵送、電送及び電話による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金： 納付すること。ただし、規則第81条第1号の規定により入札保証保険を締結しているとき、又は同条第2号の規定により入札保証金免除申請書を提出した者は、入札保証金の納付を免除する。

なお、入札保証に係る入札保証金の額は、その者が見積る入札金額の100分の5以上とする。

(2) 契約保証金：納付すること。ただし、規則第 100 条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金の 100 分の 10 以上とする。

11. 工事費内訳書の提示

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提示を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は、入札参加資格確認通知の際に提示する。
- (3) 工事の適正な施工が見込まれるかを判断するため、落札者には、落札後に、金額を記載した設計書の提示を求める。
- (4) 提出された工事費内訳書及び設計書は、返却しない。

12. 関連情報を入手するための照会窓口

白石町役教育委員会学校教育課新しい学校づくり係

13. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札参加通知の際に提示する契約書案を熟読し、遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、入札参加資格がないものとするとともに、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、提出資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) この入札による契約は、規則第 101 条の規定による建設工事請負仮契約書を作成し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号に規定する当該請負契約に係る白石町議会の議決がなされたとき、当該建設工事請負仮契約書を本契約に基づく契約書とみなす。